

議案第 6 号

松戸市ほか5市消防指令事務協議会の廃止に関する協議について

松戸市ほか5市消防指令事務協議会規約を次のとおり廃止し、同協議会を廃止することについて、関係普通地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとする同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

野田市長 鈴木 有

松戸市ほか5市消防指令事務協議会規約を廃止する規約

松戸市ほか5市消防指令事務協議会規約（平成23年4月1日締結）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和4年1月31日から施行する。

提案理由

令和3年2月から松戸市ほか9市消防指令事務協議会に消防指令に関する事務が移管され、松戸市ほか5市消防指令事務協議会の関係普通地方公共団体の負担金の精算が完了したことに伴い、同協議会を廃止することについて、松戸市、市川市、流山市、鎌ヶ谷市及び浦安市と協議を行うに当たり、議会の議決を求めようとするものである。